

Ⅳ 空間構成の方針

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」にもとづく県民、市民及び地権者からの意見聴取や跡地利用への参加を呼びかける情報発信等に向けて、目標とする跡地利用の姿をわかりやすく表わすために、「Ⅲ 計画づくりの方針」をもとに土地利用や都市基盤施設の配置の方向を表わした「空間構成の方針」を取りまとめ

1. 「空間構成の方針」の役割と内容

1) 期待する役割

「空間構成の方針」においては、目標とする跡地利用の姿をわかりやすく表わし、跡地利用関係者との意見交換や跡地利用参加者を募るための情報発信等を促進

① 跡地利用関係者との意見交換を促進

- ・ 地権者をはじめとする跡地利用関係者との意見交換の素材として提供することにより、計画づくりに向けた意向把握を促進

② 需要開拓に向けた情報発信に活用

- ・ 県内外に目標とする跡地利用の姿を「跡地利用情報」として情報発信することにより、跡地利用参加者を募り、需要開拓を促進

2) 検討の手順

「空間構成の方針」においては、活用すべき自然・歴史特性の配置を確認の上、土地利用や都市基盤施設についての「要素別の配置方針」を取りまとめ、それらを重ね合わせて「配置方針図」を作成

① 活用すべき自然・歴史特性の配置の確認

- ・ 「中間取りまとめ」以降、計画内容の深化を進めるなかで把握した普天間飛行場に備わる自然・歴史特性のうち、特に活用すべき自然・歴史特性の配置を確認（なお、現段階では、立ち入り調査は未実施であり、文献等から得られた情報であることに留意）

② 要素別の「配置方針」の取りまとめ

- ・ 跡地の空間構成を表わす要素として、緑地空間、土地利用ゾーン及び交通網を選んで、「計画づくりの方針」をもとに配置の考え方を表わした要素別の「配置方針」を取りまとめ
- ・ この際、緑地空間は、活用すべき自然・歴史特性の配置を優先させた配置とするとともに、緑地空間配置の考え方を踏まえ、土地利用ゾーン及び交通網の配置の考え方を取りまとめ

③ 「配置方針図」の作成

- ・ 要素別の「配置方針」を重ね合わせて、跡地の緑地の区域、跡地の土地利用ゾーン区分及び跡地と周辺市街地にまたがる交通網のルートで構成する「配置方針図」を作成
- ・ なお、跡地の緑地の区域とは、公共として確保する公園・緑地の区域を示すものとするが、緑地空間は、跡地の緑地の区域と土地利用ゾーン一体で創出

3) 今後の更新の方向

「空間構成の方針」は、望ましい計画条件を想定して作成するものであり、「計画内容の具体化」段階においては、新たな計画条件の確定とあわせて更新を予定

① 現段階での望ましい計画条件を想定

- ・ 「空間構成の方針」の作成にあたっては、未実施である立ち入り調査により認識が変わることを前提に、本検討では現段階で確認されている特に活用すべき自然・歴史特性の配置を踏まえた検討とする
- ・ また、現段階では未確定の「機能誘致見通しの確保」、「鉄軌道を含む新たな公共交通軸の導入」等が実現されることを想定し、広域的な都市基盤整備にかかる検討の進捗等を「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」において更新する計画条件として反映

② 「計画内容の具体化」段階における更新を予定

- ・ 今後、「計画内容の具体化」段階での検討を継続するなかで、時代の変化を柔軟に捉えつつ、「計画的な用地供給や機能誘致見通し」、「鉄軌道を含む新たな公共交通軸の導入見通し」、「立ち入り調査等による活用すべき自然・歴史特性の確認」等を踏まえた更新を予定

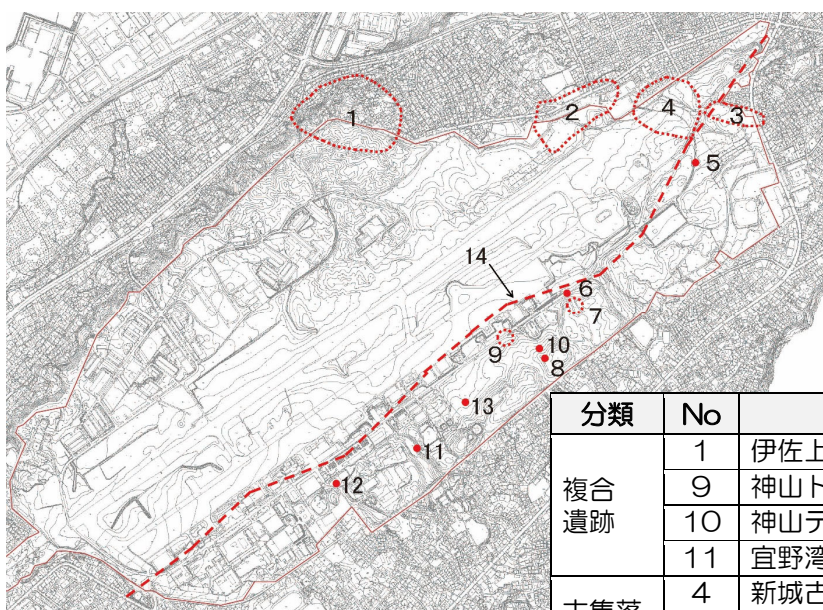
2. 活用すべき自然・歴史特性の配置の確認

1) 計画の前提となる活用すべき自然・歴史特性の配置

歴史、緑、地形、水の4つの要素を、計画の前提となる活用すべき特性として捉え、普天間飛行場内に残存する資源を確認

① 歴史

- ・ 縄文時代から昭和戦前期までの重要な文化財（14 か所）が点在し、地域の歴史の重層性が示されている
- ・ 現在把握している14か所の重要な文化財は、並松街道、旧集落、遺跡・拝所等に分類され、現況は以下のとおり
 - ▶ 並松街道：首里王府により整備された宿道で、国王の普天満宮参詣道として植栽された松並木が戦前の国指定天然記念物であった宜野湾の歴史・文化のシンボル
 - ▶ 旧集落：地形・水・風等の諸条件に対応し、自然環境と分かちがたく形成された生活空間で、旧宜野湾・神山集落は、普天間飛行場建設により宅地部分のほとんどが消失しているが、造成を免れた部分には生活・祭祀と関わりの深い重要な史跡が残存
 - ▶ 遺跡・拝所等：縄文時代から昭和戦前期までの歴史の重層性を示す多様な資源



分類	No	名称	種別*
複合遺跡	1	伊佐上原遺跡群	史跡
	9	神山トゥン遺跡	史跡
	10	神山テラガマ遺跡	史跡
	11	宜野湾クシヌウタキ遺跡	有形民俗文化財
古集落	4	新城古集落	史跡
	7	赤道渡呂寒原屋取古集落	史跡
古湧泉	5	新城シマヌカー古湧泉	有形文化財
	12	宜野湾メーヌカー古湧泉	有形文化財
	13	神山クシヌカー古湧泉	有形文化財
古墓群	6	赤道渡呂寒原古墓群	有形文化財
生産遺跡	2	上原濡原遺跡	史跡
	3	野嵩タマタ原遺跡	有形民俗文化財
闘牛場	8	神山後原ウシナー（闘牛場）跡	有形民俗文化財
宿道	14	宜野湾並松街道	史跡

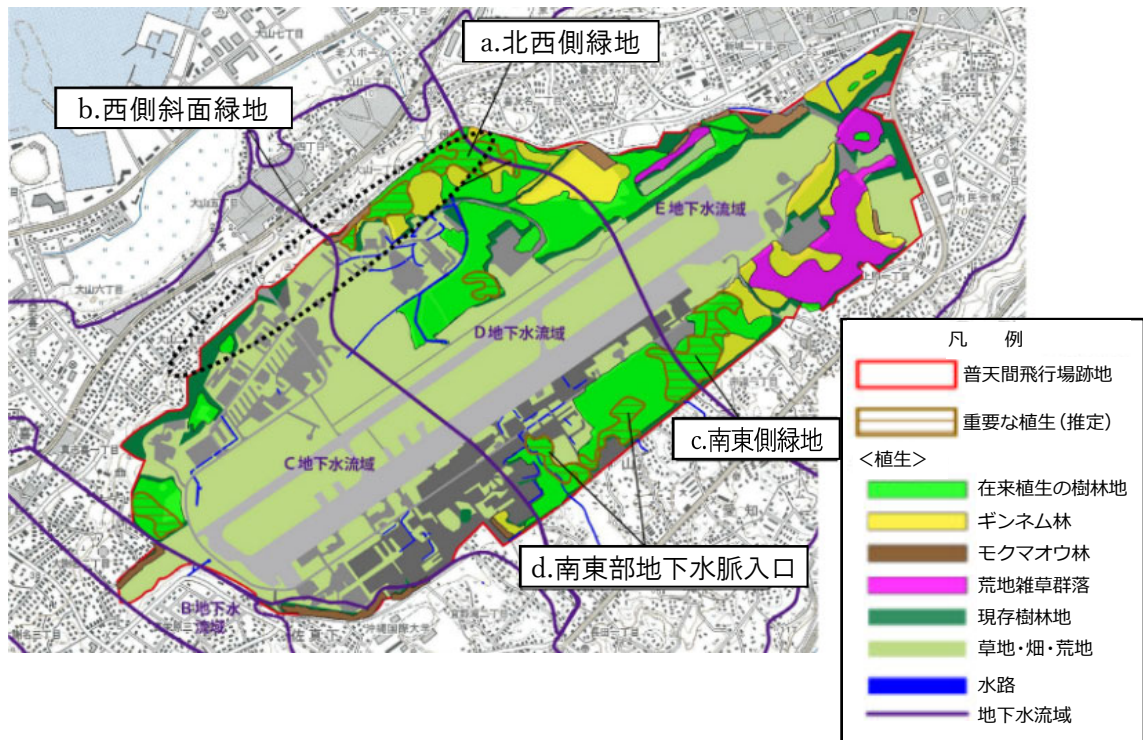
※図中の重要な文化財は、既往調査(宜野湾市文化課)における重要遺跡の評価・選別基準により選別されたものであり、今後の文化財調査によって増加することがある。

* 文化財保護法における種別

図一2 歴史資源に関する分布の状況

② 緑

- ・ 植生については、南東側の在来植生を主とした質の高い樹林地及び北西側の二次的に成立した樹林地において、貴重な動植物の生育可能性があるため、この2か所の樹林地が特に重要と考えられる
- ・ 普天間飛行場周辺の水路（東側・西側の外周部について調査）においては、良好な環境は確認されなかった



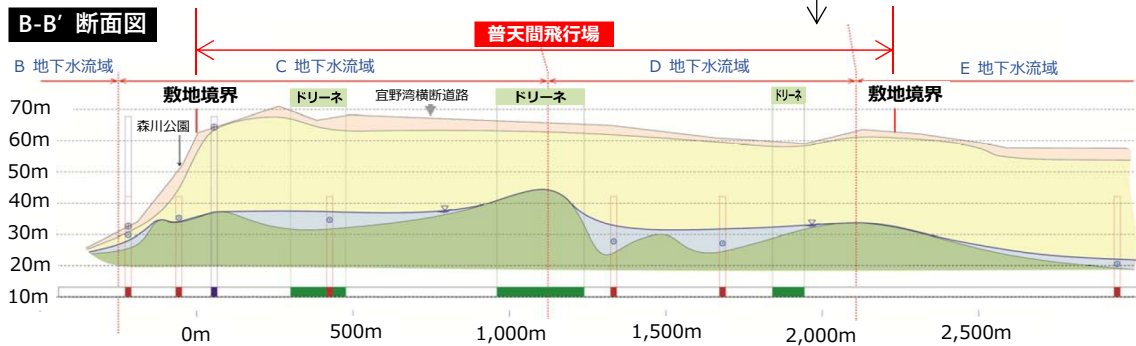
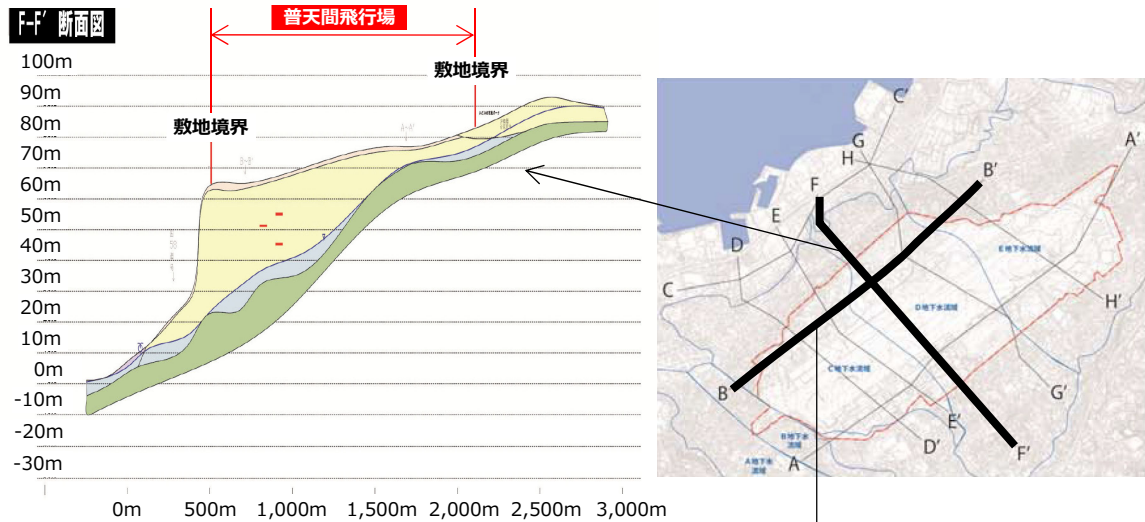
エリア	現況
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天間飛行場の北西部及び南東部にまとまりのある在来植生が分布 ・ 全体の傾向として、極相林ではなく遷移途上の段階と考えられる
a.北西側緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常緑広葉樹の遷移の初期段階の樹林帯に洞穴・遺跡が集中 ・ 大径木の分布が想定される ・ 過去に耕作地だった場所に二次的に成立した樹林地と考えられる
b.西側斜面緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧海岸の植生や崖地林が連続して残存する ・ 特に広域に連なる西側斜面緑地は生態系ネットワークにおいても重要な役割を担っている
c.南東側緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦前の御嶽や墓地林が残っており、樹林地内に洞穴・遺跡が集積する ・ 大径木の分布が想定される ・ 比較的質の高い緑であり、地形的には斜面林の立地環境に近く、同様の生態系が存在する可能性がある
d.南東部地下水脈入口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南東側基地の内外で地下水脈の入口となる湧水・緑地が残存・連続する ・ 水源涵養という視点でも重要な役割を担う

※図中の重要な植生は、既往資料及び周辺調査にもとづき基地内の状況を類推して設定したもの

図一3 緑に関する配置の状況

③ 地形

- 琉球石灰岩特有の地下空洞やドリネ（溶食凹地）周辺など、陥没等の恐れがある地形がみられる
- 普天間飛行場内の南東側から西側斜面にかけて琉球石灰岩層が厚くなり、北西側では、支持層である島尻泥岩層までの深さがある（概ね 30~40m）
- 敷地境界の位置する西側斜面は急勾配となっている（高低差 40m 程度）



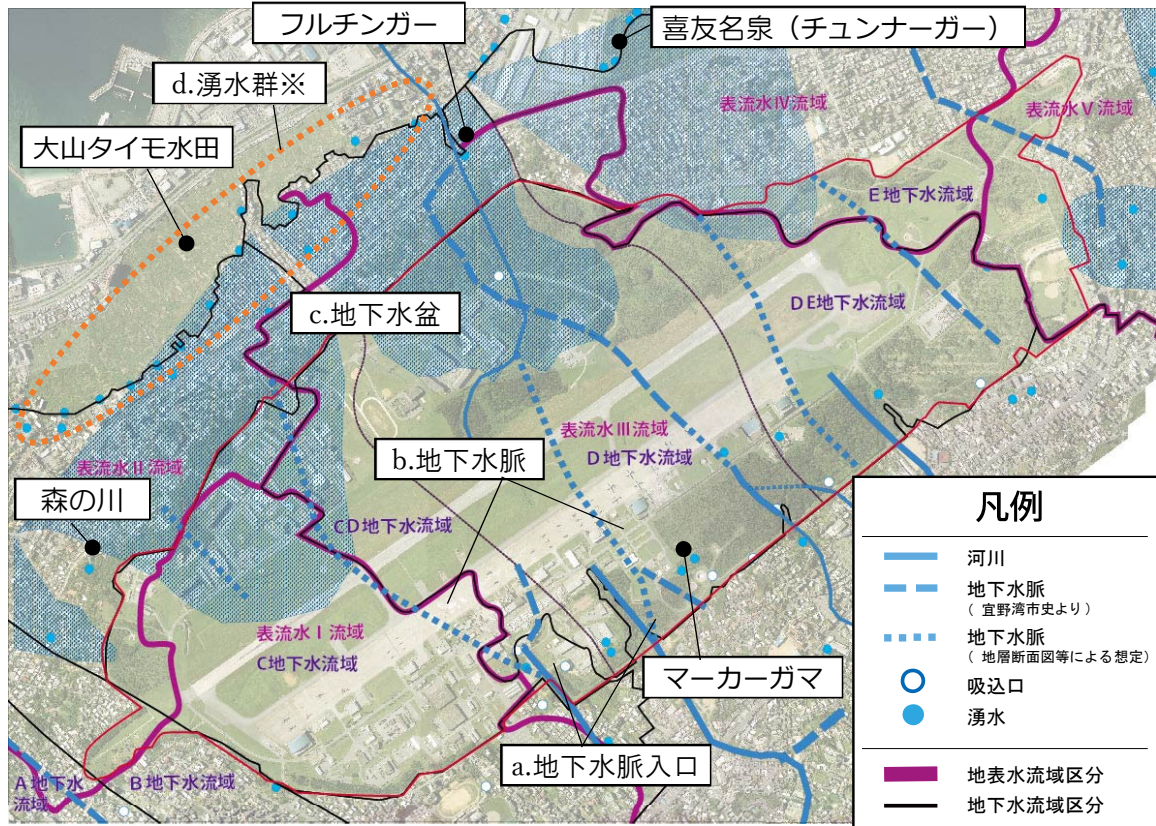
※断面図は、周辺のボーリング調査にもとづき基地内の状況を類推して作成したもの

凡 例	
	沖積層（粘性土・砂礫：帯水層）
	洪積粘性土層（島尻マージ）
	琉球石灰岩（帯水層）
	地下水盆
	島尻泥岩
	ボーリングデータで確認された空洞箇所
	推定地下水位線
	近接する湧水位置
特に土地利用や建物利用上の留意が必要な区域	
	地下空洞・地下水脈
	湧水
	谷底低地・ドリネ

図一４ 地形に関する状況

④ 水

- 普天間飛行場内は、琉球石灰岩台地を広大な集水域とした複数の地下水脈を有する地域であり、西側斜面周辺に地下水盆が形成される
- 地下水は、大山タイモ水田沿いに連続する湧水地で湧出し、現在でも様々な用途に利用されている



※湧水群：ヒヤーカーガー、アラナキガー、メンダカリヒージャーガー 等

エリア	現況
全体	<ul style="list-style-type: none"> • 本地域は、琉球石灰岩台地を広大な集水域として沖縄本島中南部で数少ない地下水脈を保つ地域で、多くの湧水及び湿地を有している • 本地域の表流水流域と地下水流域は異なり、表流水流域が5区分、地下水流域が7区分に分類できる • 本地域における雨水の多くは、地表水及び地下水として中城地域の尾根から西側斜面に向けて流れ、飛行場内で地下水盆へ接続する • 地下水盆の地下水は、大山タイモ水田沿いで湧出する
a.地下水脈入口 (南東側)	<ul style="list-style-type: none"> • 普天間飛行場内ではポノール（吸込口）が見られる • かつての集落生活の基盤であった古湧泉が一部残存する
b.地下水脈	<ul style="list-style-type: none"> • 普天間飛行場内は複数の地下水脈が存在し、地下水盆へ接続する • マーカーガマからフルチンガーが特に重要な水みちと想定される
c.地下水盆	<ul style="list-style-type: none"> • 西側斜面緑地に沿って地下水盆を形成している • 周辺では、すり鉢状のドリーネ（溶食凹地）が見られる
d.湧水群	<ul style="list-style-type: none"> • 大山タイモ水田周辺に湧水群を形成 • 現在に至るまで、湧水が生活用・工業用・浴用・農業用・公園用水として利用されている • 喜友名泉や森の川など歴史的な価値の高い湧水も存在する

※地下水系の位置や区域は、既往資料及び周辺調査にもとづき基地内の状況を類推したものの

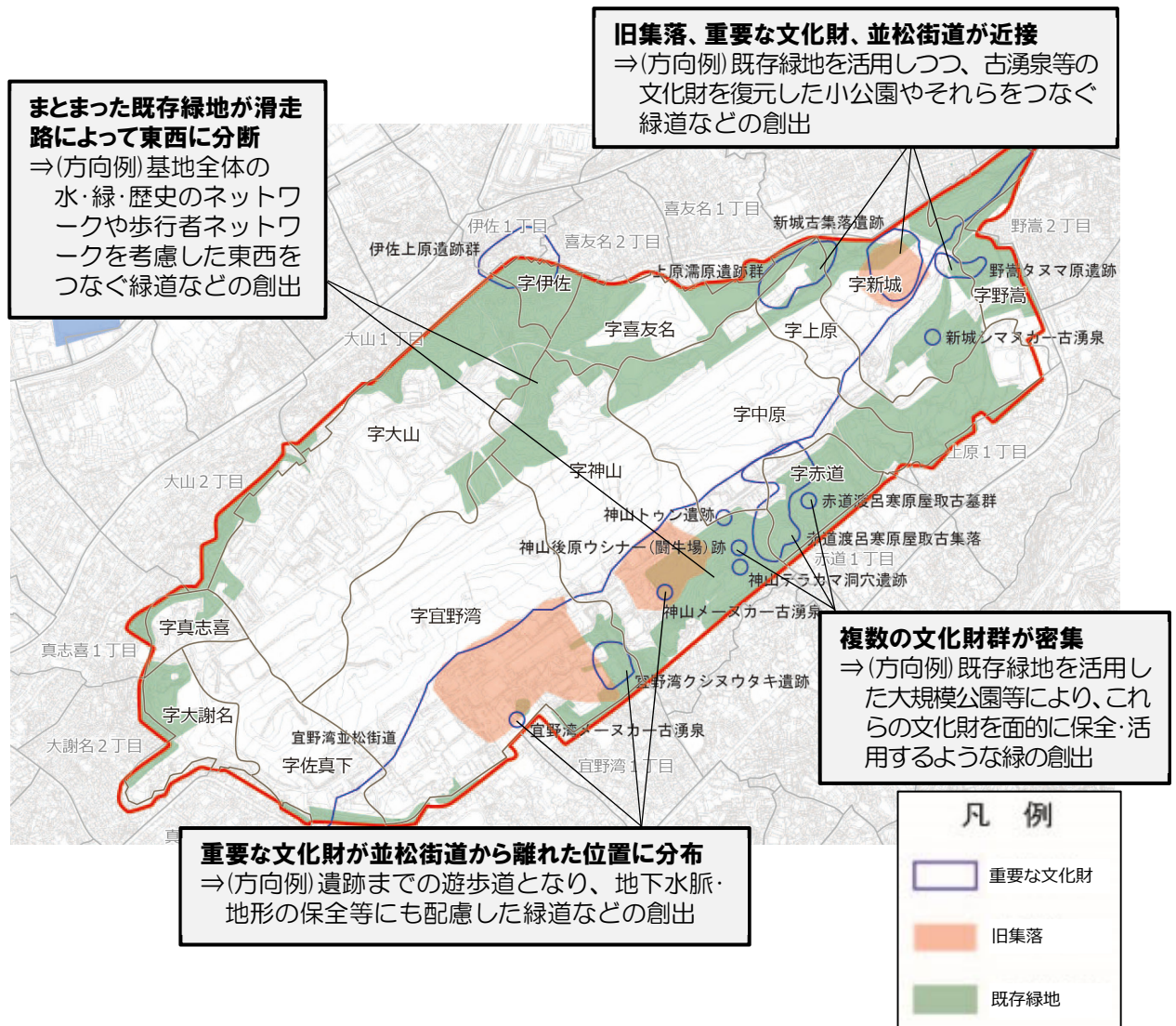
図一5 水に関する配置の状況

2) 活用すべき自然・歴史特性の重ね合わせによる配置の確認

歴史、緑、地形、水の4要素の配置を重ね合わせ、跡地利用に向けた配置の方向を整理

① 活用すべき自然・歴史特性の配置

- ・ 更新された計画条件（歴史、緑、地形、水の4要素の詳細把握）を踏まえ、4要素の重ね合わせにより次のように配置の方向を確認
 - (i) 現存する樹林地は、地域の貴重な緑地であるとともに、重要植生及び重要な文化財、地下水脈の入口となるポノール（吸込口）等が包含されることから、極力、公共用地として確保する
 - (ii) あわせて、水と緑のネットワークの形成や地下水涵養への寄与、交流空間や防災拠点の確保、周辺市街地からの利用の観点から、新たな緑空間を創出し、公共用地として確保する
 - (iii) なお、現段階での現況把握にもとづく配置のため、具体的には立ち入り調査の結果を踏まえて今後更新する



図一6 既存緑地と旧集落・重要な文化財の区域との重ね合わせ図

3. 要素別の「配置方針」の取りまとめ

1) 緑地空間配置の考え方

緑地空間については、活用すべき自然・歴史特性の配置を優先の上、公共・民間一体となった多様な緑地等の創出による「みどりの中のまちづくり」の実現を目標として、「配置方針」を取りまとめ

① 自然・歴史特性の保全活用に向けた緑地空間の配置

- ・ 活用すべき自然・歴史特性を「公園・緑地」として確保し、広域的な水と緑のネットワーク構造の形成や「並松街道」及び「旧集落」の特質を現代に継承した歴史が見えるまちづくり等を重視して「公園・緑地」を配置
- ・ 首里城から普天満宮までをつなぐ「並松街道」は、区間に応じた多様な形態を想定するが、特に公園・緑地内に配置されるエリア内においては、宜野湾の歴史・文化のシンボルとしての風景づくりを行う空間として配置（※緑地空間の配置パターンでは、並松街道は、参考として往時のルートを表示）

② 跡地振興の拠点となる緑地空間の配置

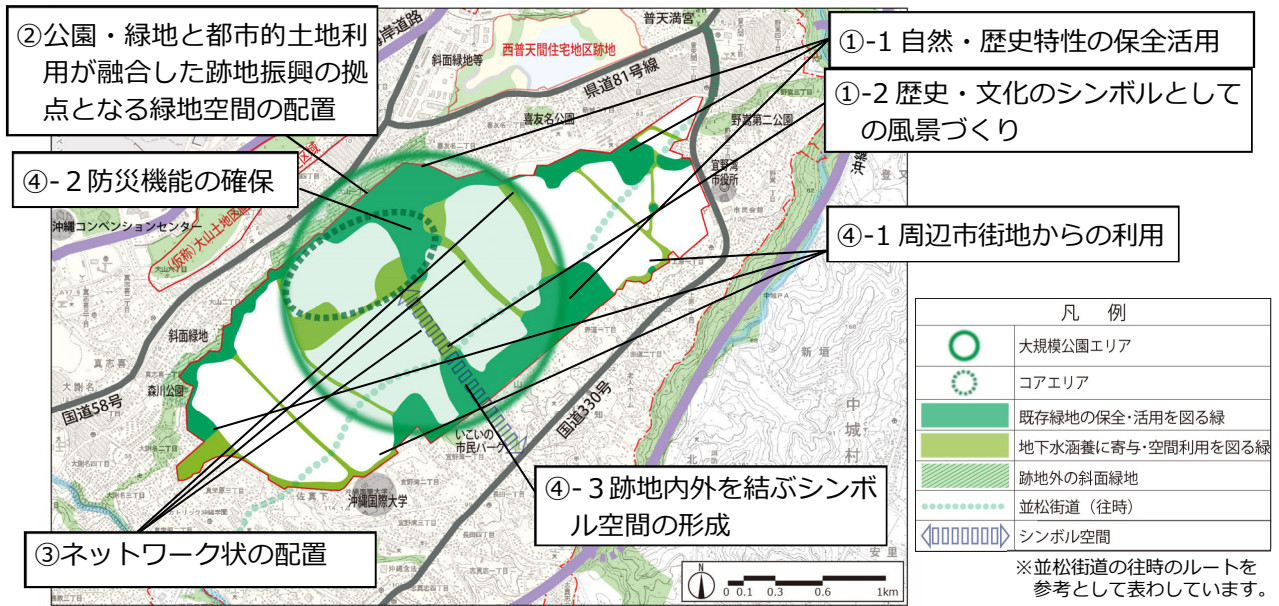
- ・ 東西のまとまった樹林地をつなぎ、その周辺の都市的土地利用を融合させた跡地振興の拠点となるまとまった緑地空間を大規模公園エリアとして配置
- ・ 大規模公園エリアでは、公園・緑地と都市的土地利用を融合させ、新たな価値を創出するとともに、現制度にとられない都市的土地利用と融合した公民一体となったボーダレスな緑地空間を創出
- ・ また、公民連携強化による緑の多価値化によって、沖縄振興の舞台となる環境づくり、交流空間の整備、平和希求のシンボル性、広域防災機能の導入などの機能を備える
- ・ なお、大規模公園エリアのうち、活用すべき自然・歴史特性が色濃いエリアについては、「公園・緑地」として確保し、広域緑地計画にもとづく普天間公園(仮称)として位置づけ

③ 跡地全体を網羅するネットワーク状の緑地空間の配置

- ・ 跡地のどこにいても「緑の豊かさ」を身近に感じる環境づくり、生物多様性を目指した「生態回廊」の形成、地域バランスに配慮した地下水涵養等を目標として、跡地全体を網羅するネットワーク状の「公園・緑地」を配置

④ 周辺市街地からの利用に配慮した緑地空間の配置

- ・ 緑地空間が不足する周辺市街地からの利用や跡地と周辺市街地にまたがる一体的な生活圏形成の拠り所としての役割を重視して、周辺市街地と隣接する跡地の区域に既存緑地を活かした「公園・緑地」を配置
- ・ 大規模かつ多様化する災害時に備えた防災機能の確保を重視した「公園・緑地」を配置
- ・ また、国道 330 号と普天間公園(仮称)のコアエリアを結ぶなど、跡地と周辺市街地の連携に向けたシンボル空間を配置



図一七 緑地空間の配置パターン

名称及び概念図	定 義
<p>緑地空間</p> <p>公園・緑地</p> <p>大規模公園 エリア</p> <p>その他(敷地内)の緑</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「公園・緑地」及び「その他(敷地内)の緑」を含めた普天間飛行場内全体における緑地等※を指す ※緑地等：「施設緑地」及び「地域制緑地」の総体 施設緑地：都市公園や都市公園に準じる機能を持つ緑地 地域制緑地：農地や水面などのオープンスペース。土地所有の状況（公共地、民有地）にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地 「大規模公園エリア」は、「公園・緑地」と緑豊かな「振興拠点ゾーン」などの都市的土地利用が融合した区域を指す
<p>公園・緑地</p>	<p>公共として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設緑地及び地域制緑地 重要植生や重要な文化財等の区域が特定される「既存緑地の保全・活用を図る緑」と水と緑のネットワークの構成要素となる区域の調整が可能な「地下水涵養に寄与・空間利用を図る緑」からなり、主に公共による整備を想定する「公園・緑地」を指す
<p>その他(敷地内)の緑</p>	<p>民有地における敷地内緑化として確保する緑地空間</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に地域制緑地 各敷地における緑化を想定した区域を指す 特に、大規模公園エリアに該当する場合は、周囲の公園・緑地と連携した積極的な緑化を想定

図一八 （参考）従来の枠組みを超えた公共・民間により創出する多様な緑

2) 土地利用ゾーン配置の考え方

土地利用ゾーンについては、緑地空間配置の考え方を踏まえた上、緑と都市の融合による新たな価値の創造を先導する「沖縄振興コア」の形成や、新たな沖縄の振興拠点の形成に向けた機能の複合化も視野に入れた三種類の土地利用ゾーンにふさわしい立地条件の確保を目標として、「配置方針」を取りまとめ

① 沖縄振興コアの配置

- ・ 沖縄振興に向けた象徴となる空間である「沖縄振興コア」は、緑と都市の融合による新たな価値の創造を目標とし、大規模公園エリアの中核として様々な交流・活動・発信等を通じた新たな経済活動の展開の場としてふさわしい位置等を重視して配置

② 振興拠点ゾーンの配置

- ・ 振興拠点ゾーンは、研究開発機能や産業支援機能等に加え、広域防災・行政機能の確保を目標とし、沖縄健康医療拠点や西海岸リゾートエリアとの連携、跡地の西側斜面緑地の緩衝機能や段丘端部からのオーシャンビューを活用する可能性、沖縄振興の舞台としての一体的な環境づくりのためのまとまりの確保等に着眼して配置

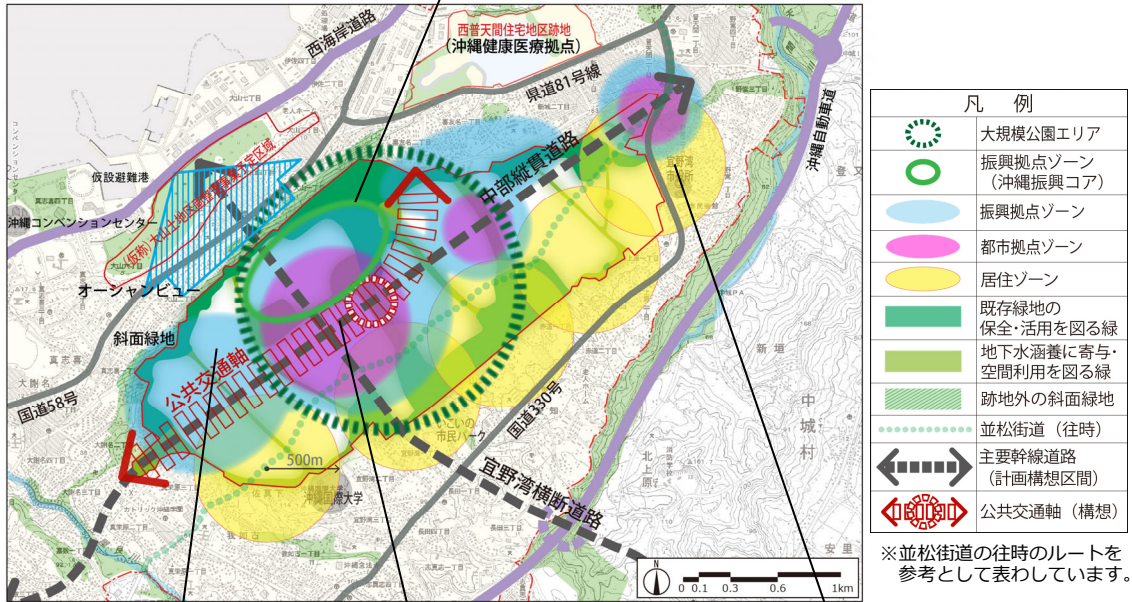
③ 都市拠点ゾーンの配置

- ・ 都市拠点ゾーンは、広域集客拠点や市民センター等の立地条件の確保に加え、振興拠点ゾーンを補完する機能確保を目標とし、広域的な交通網（とくに公共交通軸）の活用による集客力の確保及び宜野湾市の中心としてふさわしい位置、振興拠点ゾーンとの効果的連携、周辺市街地との一体的な生活圈形成等を重視して配置

④ 居住ゾーンの配置

- ・ 居住ゾーンは、周辺市街地との一体的な生活圈形成や先人の知恵も活かした生活空間の形成を目標とし、周辺市街地との地形的な連担性や、「並松街道」及び「旧集落」を宜野湾の歴史の気づきとして活用すること等を勘案し、跡地外周部東側を中心に配置

- 沖縄振興コアは緑と都市の融合による新たな価値の創造を目標
- 大規模公園エリア内で新たな経済活動の展開にふさわしい位置に配置



- 振興拠点ゾーンは研究開発機能や産業支援機能等に加え、広域防災・行政機能の確保を目標
- 他地区との連携や斜面緑地の緩衝機能や台地端部からのオーシャンビューを活かせる位置に配置

- 都市拠点ゾーンは広域集客拠点や市民センター等の立地条件の確保、振興拠点ゾーンを補完する機能確保を目標
- 広域的な交通網の活用による集客力の確保及び宜野湾市全体における位置、振興拠点ゾーンとの効果的連携、周辺市街地と一体的な生活圏形成等を重視して配置

- 居住ゾーンは周辺市街地と一体的な生活圏形成や先人の知恵も活かした生活空間の形成等を目指
- 周辺市街地との連担性や、「並松街道」及び「旧集落」を宜野湾の歴史の気付きとして活用すること等を勘案し、跡地外周部東側を中心として配置

図一〇 土地利用ゾーンの配置パターン

3) 交通網配置の考え方

交通網配置については、緑地空間配置の考え方を踏まえた上、幹線道路網は上位計画を基本とし、公共交通軸は跡地における整備効果を高めることを目標として、交通網の「配置方針」を取りまとめ

① 主要幹線道路（中部縦貫道路、宜野湾横断道路）のルート配置

- ・ 「沖縄県総合交通体系基本計画（素案）（沖縄県/令和4年1月）」、「中南部都市圏都市交通マスタープラン（沖縄県/平成21年3月）」等に位置づけられている主要幹線道路の計画の具体化に向けた現段階の検討成果を基本とし、「空間構成の方針」においては、「中部縦貫道路」を拠点形成や物流交通を支援しまちづくりの骨格となる道路として、跡地内を縦貫する位置に、「宜野湾横断道路」を西海岸地域と跡地、東海岸地域を連結し宜野湾市の東西都市軸を形成する道路として、跡地を横断する位置に配置

※なお、現段階では、道路部局において検討中の資料等にもとづき、「中部縦貫道路」及び「宜野湾横断道路」の配置等を想定するが、引き続き、配置・規格・構造等についての検討を継続する

② 跡地と周辺市街地にまたがる幹線道路網（都市幹線道路、地区幹線道路）の配置

- ・ 「宜野湾市都市計画マスタープラン（宜野湾市/令和3年12月改定）」による交通体系の整備方針を基本とし、「Ⅲ 計画づくりの方針」にもとづく宜野湾市全体の新しい幹線道路網の構築を目標として、跡地利用として望ましいルートの修正や追加を行い、跡地と周辺市街地の一体性に配慮して幹線道路（都市幹線道路、地区幹線道路）を配置

※なお、現段階での幹線道路（都市幹線道路、地区幹線道路）配置の想定であり、立ち入り調査結果や土地利用及び機能導入等の見通しを踏まえ、柔軟に変更を行うものとする

③ 鉄軌道を含む新たな公共交通軸の配置

- ・ 公共交通軸は、国や県による「鉄軌道」に関する計画を基本とし、「Ⅲ 計画づくりの方針」にもとづく跡地における公共交通網の整備効果を最大限に発揮させることを目標として、広域的な集客拠点や居住ゾーンとの近接性に配慮して配置

※なお、現段階では、「鉄軌道等導入課題検討基礎調査・詳細調査（内閣府）」の検討成果や「沖縄鉄軌道の構想段階における計画書（沖縄県/平成30年5月）」等の考えを基本とし、跡地利用内での構造形式や事業推進上の課題等を想定した検討等を踏まえ、公共交通軸として、「鉄軌道」が導入されることを想定し、その配置として、中部縦貫道路と一体的な配置（地区中心部に駅を配置）を想定する。引き続き、公共交通軸のあり方についての検討を継続する

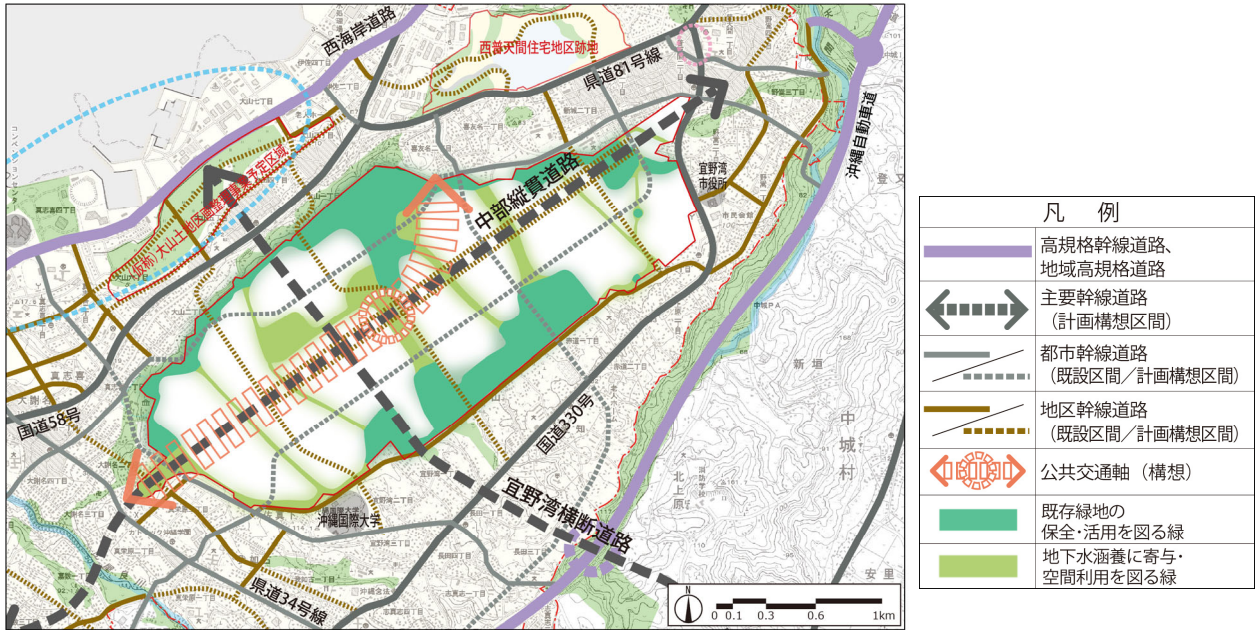


図-10 交通網の配置パターン

4. 「配置方針図」の作成

1) 「配置方針図」の作成

要素別の「配置方針」を重ね合わせて、跡地の緑地の区域、跡地の土地利用ゾーン区分及び跡地と周辺市街地にまたがる交通網のルートで構成する「配置方針図」を作成

① 「配置方針図」の作成

- 「全体計画の中間取りまとめ」から更新した、緑地空間、土地利用ゾーン、交通網の3要素の「配置方針」の重ね合わせにより「配置方針図」を作成
- 配置方針図の作成においては、以下に配慮
 - (i) 活用すべき自然・歴史特性を「公園・緑地」として確保することを最優先とする
 - (ii) 跡地内外を貫く広域的な都市基盤（主要幹線道路、鉄軌道を含む新たな公共交通軸）の配置にあたって、地形等の物理的制約によりやむを得ず(i)の確保が困難な場合には、極力、活用すべき自然・歴史特性の保全・活用に努める
 - (iii) 緑地空間は、(i)で確保する「公園・緑地」のみならず、土地利用ゾーンと一体で創出する
- なお、現段階での現況把握等にもとづく配置のため、具体的には立ち入り調査の結果を踏まえて今後更新する

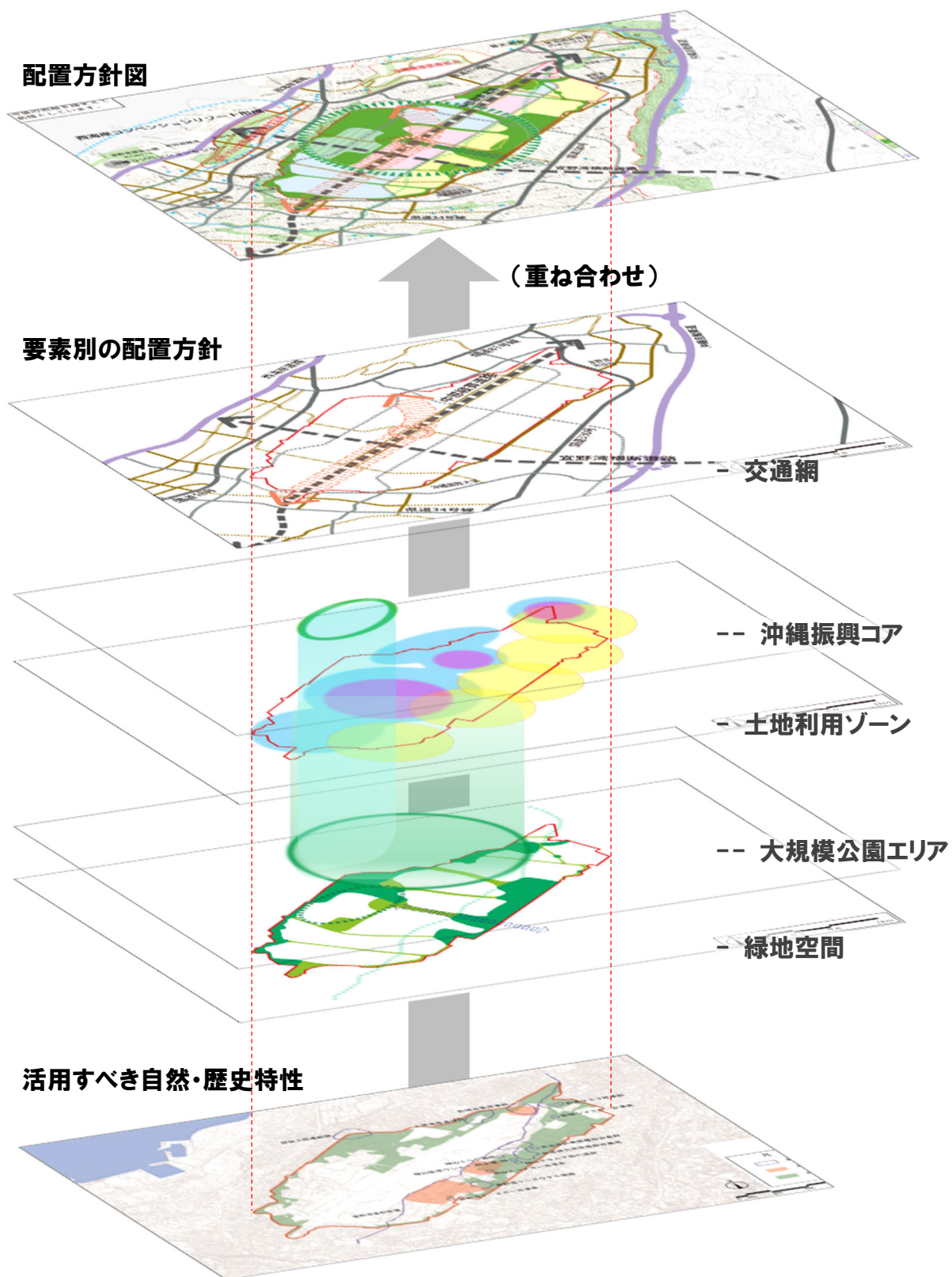


図-11 配置方針図の作成イメージ

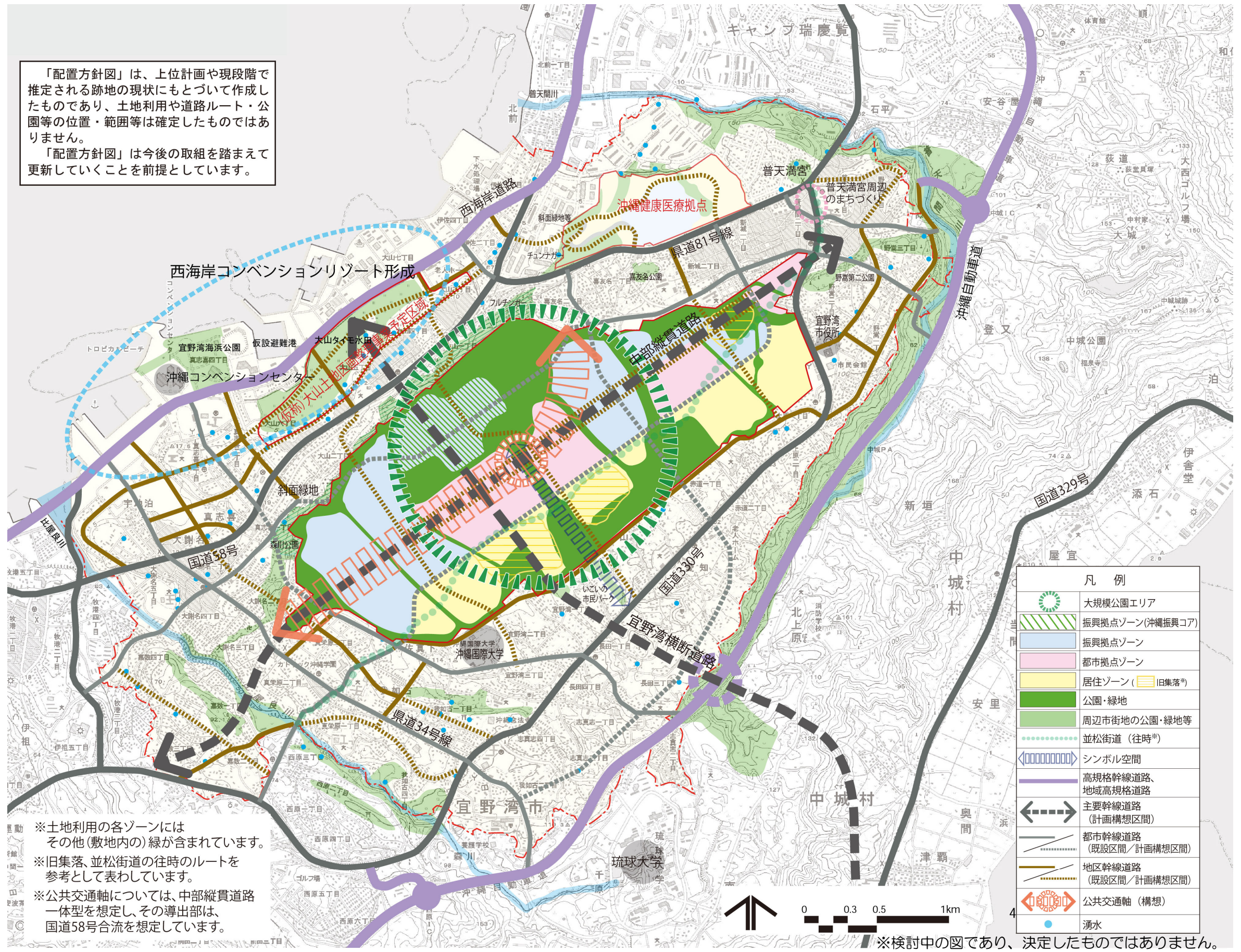
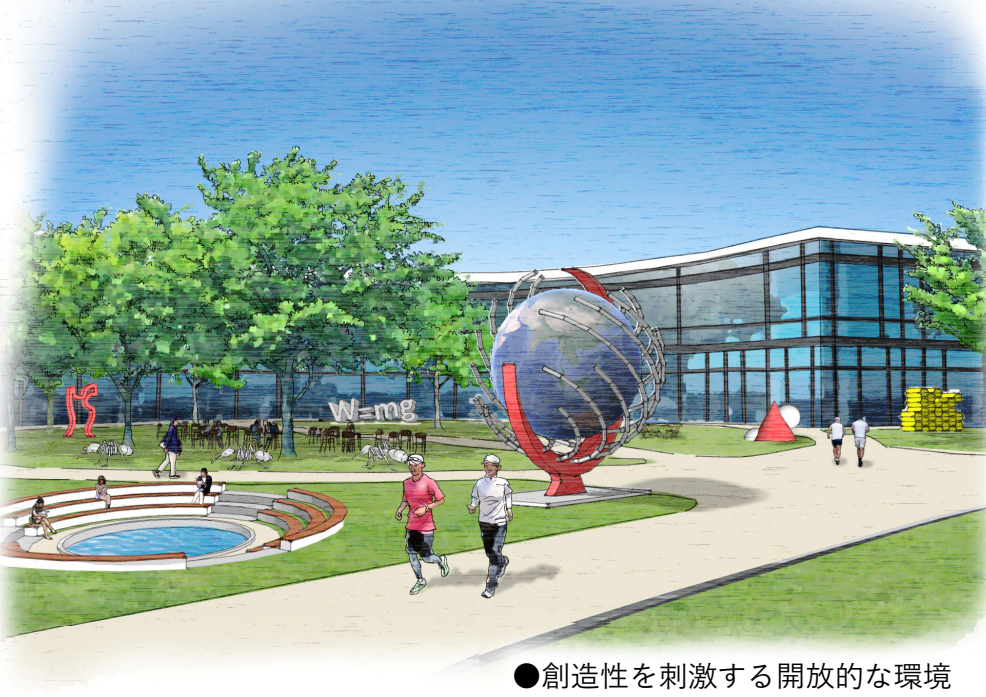
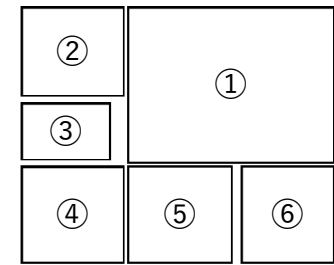
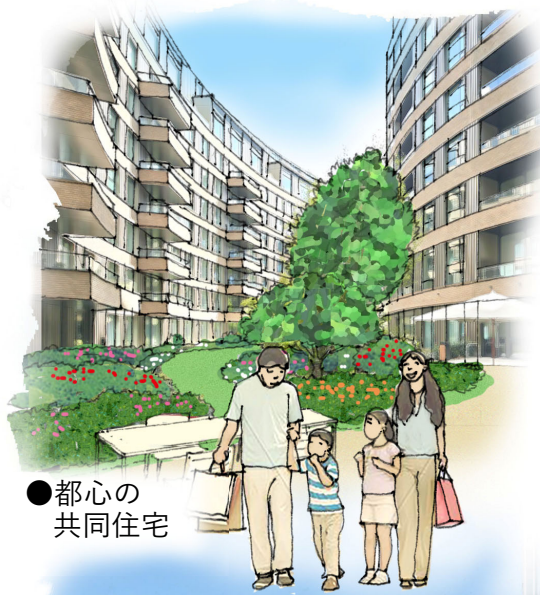


図-12 配置方針図



- ①大規模公園エリアの中核となる沖縄振興コアの全体イメージ。豊かな緑の中、新たな産業関連施設が集積し、創造と交流の場を形成する。
- ②世界から多様な人材が集い、国際交流や国際協力が活発に行われる。
- ③先進的な研究が展開される。
- ④国内外の企業や研究機関との連携で、研究開発からイノベーションが育まれる。
- ⑤世界から先端的な企業が立地し、リゾートコンベンションが活発に開催され、国際ビジネス・交流拠点が形成。研究とビジネスの連携・交流により、研究成果が社会実装へつながる。
- ⑥自然豊かな魅力的な空間、アートのある環境が人々の創造性を刺激する。

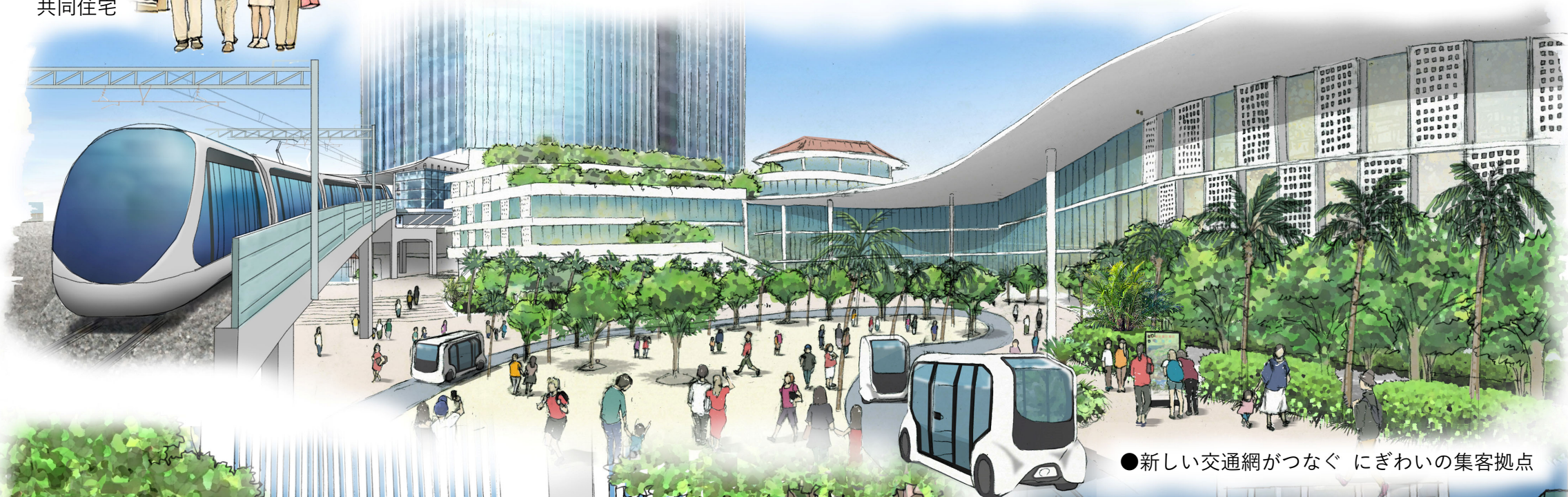
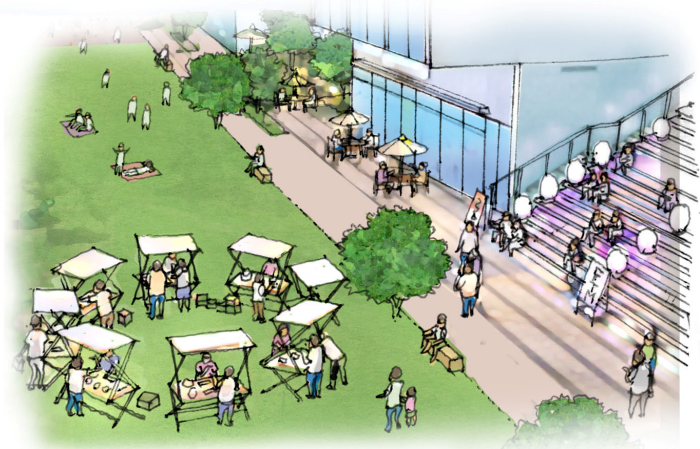
図-13 イメージスケッチ「振興拠点ゾーン」



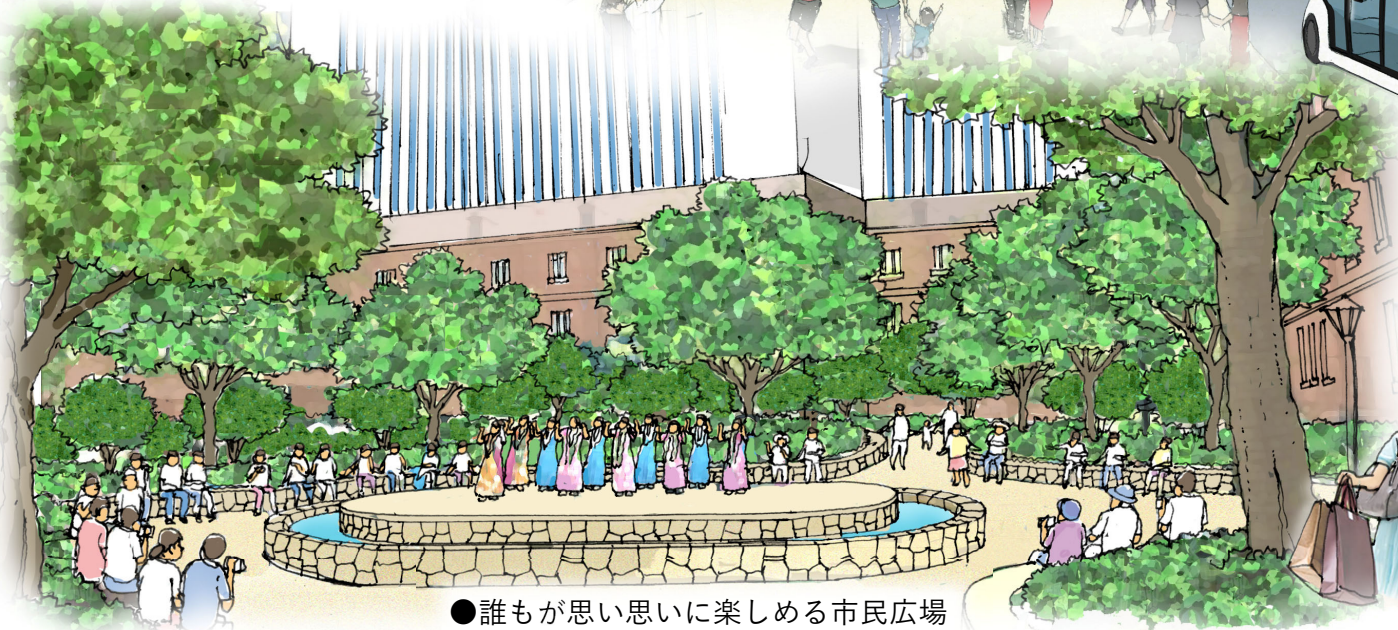
●都心の
共同住宅



●働く場・暮らしの場・楽しむ場が一体となったミクストユースのまち



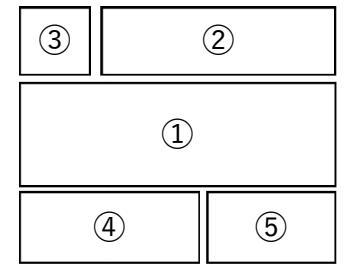
●新しい交通網がつなぐ にぎわいの集客拠点



●誰もが思い思いに楽しめる市民広場



●屋夜、多彩な表情を楽しめる 集客拠点となるまち



- ①都市拠点のイメージ。交通結節点と集客施設や市民サービス施設が一体となり、魅力的で利便性が高い新たなまちの核となる。多様な移動手段が接続し、シームレスな移動環境が確保される。
- ②オフィス、店舗、公共施設などが魅力的に混在するミクストユースが、新しいライフスタイルにもつながるコンパクトで魅力あるまちを生む。
- ③便利なまちなかにありながら緑豊かな都心共同住宅。多様な層が住まい、持続的なまちづくりを支える。
- ④身近なイベントが行われる市民広場。市民や観光客が思い思いに楽しみ、交流が生まれる。
- ⑤広域集客拠点が備わり、周囲のまちにも多彩な賑わいが生まれる。

図-14 イメージスケッチ「都市拠点ゾーン」



●居心地のよい緑地空間

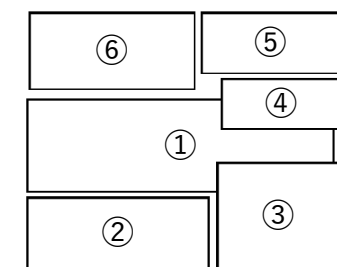
●地域活動の拠点となる
コミュニティ施設

●伝統行事を通じた
地域コミュニティの形成

●緑豊かなゆとりある居住環境

●歴史・文化資源を活かした公園

●首里城と普天満宮を結ぶ並松街道の継承



- ①住宅を中心とする街区のイメージ。ゆとりある住宅地には豊かな緑が育ち、環境と調和した住みやすく魅力的なまちが形成される。
- ②地域で大切に継承されているカーや御嶽などを活かした公園では、歴史文化に身近に親しむことができる。
- ③首里城と普天満宮を結ぶ重要な歴史の道であり、美しい松並木で知られた並松街道の風景が継承され、跡地のシンボルの一つとなっている。
- ④綱引きなどの民俗文化を通して、新たなまちに住まう人々のつながりが生まれる。
- ⑤地域活動の拠点となるコミュニティ施設。最先端技術を柔軟に導入し環境に配慮したデザインともなっている。
- ⑥居住ゾーンから都市拠点を見通す緑地空間に、緑豊かなまちが実感できる。

図-15 イメージスケッチ「居住ゾーン」

V 今後の取組内容と手順

今後、「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」をもとに、関係者との合意形成、新たな機能誘致の検討、基地内の立ち入り調査等に取り組み、跡地利用の実現に向けた課題にも対応しつつ、分野別の計画づくりの熟度を高めて、「跡地利用計画」を策定

ここでは、これまでの検討成果にもとづき、跡地利用計画策定に至る「計画内容の具体化」段階等における主要な取組の内容や手順等を取りまとめ

1. 今後の取組内容の基本的な考え方

跡地利用計画の策定に向けた「計画内容の具体化」段階の考え方を整理し、跡地利用の実現に向けた取組時期を明示

1) 「計画内容の具体化」段階の考え方

跡地利用計画の策定時期を見込み、返還スケジュールとの関係等に配慮した跡地利用計画の策定に向けた「計画内容の具体化」段階の考え方を整理

① 跡地利用計画の策定期期

- ・ 返還にあわせて跡地利用計画を策定するものとし、策定には3年程度の期間を要することを想定

② 「計画内容の具体化」段階の考え方

- ・ 返還の見通しが不確定なことから、返還スケジュールとの関係等に配慮した取組のステージ（段階）を設定し、取組内容を整理
- ・ 返還の見通しがたつまでは、「全体計画の中間取りまとめ（最新版）」にもとづき、必要となる取組を継続的に展開しながら、状況の変化や計画条件の見通し状況に応じた「全体計画の中間取りまとめ」の更新を適宜行う（この期間を「構想段階」とし、「全体計画の中間取りまとめ」の最終更新版は「全体計画」と呼称する）
- ・ 返還時期が見えた段階で、計画内容を更新した「全体計画」策定後、跡地利用計画の策定に向けた検討に着手する（この期間を「計画段階」とする）
- ・ 返還後、支障除去期間を経て開発事業に着手することになるが、返還にあわせた跡地利用計画策定後、支障除去期間に事業化に向けた取組（手続き等）を行い、引渡し後、速やかに開発事業に着手・推進できるよう準備を整える（返還から引渡しまでの期間を「事業化段階」、引渡し後を「実現段階」とする）
- ・ 本計画においては、特に「計画内容の具体化」に取り組む当面の第一ステージ「構想段階」の取組内容や手順を示す

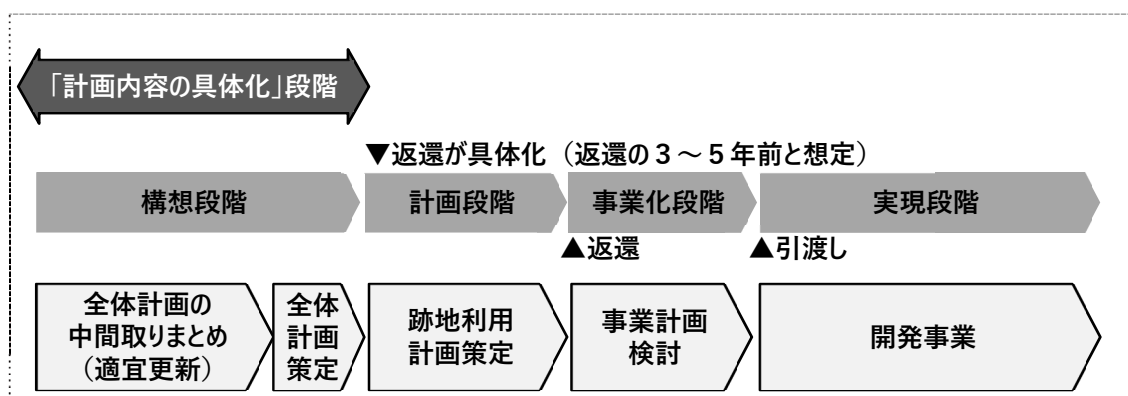


図-16 取組ステージ（段階）の考え方

2) 「跡地利用の実現に向けた取組」の考え方

「I 跡地利用の目標と実現に向けた取組」の「2. 跡地利用の実現に向けた取組」として位置づけた取組事項について、取組時期を明確化

取組1) 「沖縄振興に向けた新たな需要の開拓」

- ・ 沖縄振興に向けた新たな需要の開拓は、土地活用の時間軸が明らかになる「計画段階」から深化を図り、取組を通して「新たな需要の見通し」を明らかにし、計画条件を更新

取組2) 「世界に誇れる優れた環境の創造」

- ・ 世界に誇れる優れた環境の創造は、今後も継続的に取り組み、「立ち入り調査による現況の把握」や「広域的な都市基盤整備にかかる計画の具体化」等の計画条件を更新

取組3) 「機能誘致等と土地活用の促進に向けた計画的な用地供給」

- ・ 機能誘致等と土地活用の促進に向けた計画的な用地供給は、土地活用の時間軸が明らかになる「計画段階」から深化を図り、取組を通して「用地供給の見通し」を明らかにし、計画条件を更新

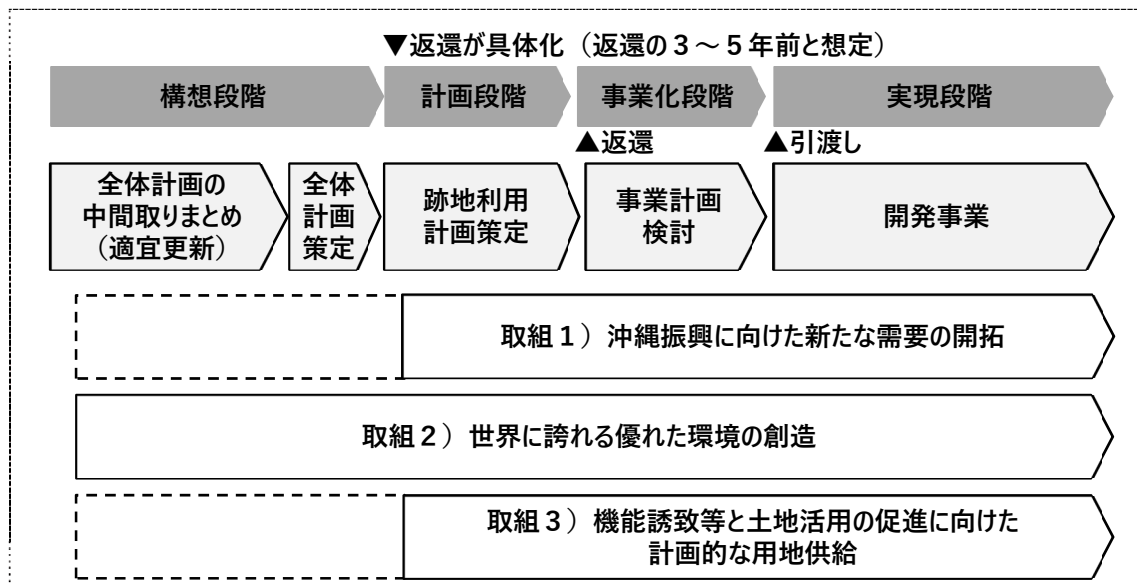


図-17 「跡地利用の実現に向けた取組」の時期

2. 今後の計画内容の具体化に向けた取組方針

「全体計画の中間取りまとめ」をもとにした取組方針を継続的に展開するとともに跡地の将来像実現に向けたしくみづくりも必要

1) 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の理解と考え方の共有及び意見聴取

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に対する跡地利用関係者との間で、計画への理解と考え方を共有していくとともに、様々な周知や意見交換の場を通じて、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を継続的に整理

① 県民・市民

- ・ 県民フォーラム、県・市ホームページ等を通じて、県民・市民の計画への理解促進と考え方の共有化を図りながら、感想、意見等をくみ取り、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を整理

② 地権者

- ・ 地権者懇談会や若手の会等との意見交換会の開催等を通じて、地権者の計画への理解促進と考え方の共有化を図りながら、意見を聴取し、今後の計画づくりに参考、反映すべき事項を整理

③ 関係行政機関等

- ・ 関係行政機関との連絡・調整会議等を通じて、計画への理解促進と考え方の共有化を進めるとともに、今後の計画づくりに関連する取組事項や関連計画の進捗等、今後の計画づくりに反映すべき事項や共有すべき事項を整理

2) 「計画内容の具体化」段階等における「行程計画」の更新及び実行

1) による今後の計画づくりに反映すべき事項への対応を含めて、取組の内容・体制を再確認した上で、今後の取組のロードマップである「行程計画」を更新

① 取組内容の具体化

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」の「Ⅲ 計画づくりの方針」において位置づけた分野別の計画内容の「今後の取組の方向」の推進に向けて必要な情報収集や重要な検討課題を整理
- ・ また、SDGsや脱炭素社会の実現等の世界規模での取組や県土全体での取組等の動向を捉えながら、世界に誇れる魅力を備えた「みどりの中のまちづくり」の実現に向けた検討課題を整理

② 取組体制の構築

- ・ 「行動計画」の「取組体制」に示されている関係行政機関を中心として、地権者、跡地利用参加者等を加えて、今後の計画づくりに向けた分野別の「取組体制」を再確認

③ 「行程計画」の更新

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ」における取組方針にもとづき作成した「跡地利用計画の策定に向けた行程計画」の更新版として、構想段階（「計画内容の具体化」段階）、計画段階の取組内容について、取組の手順（前後関係）等に配慮しつつ、詳細化

④ 「行程計画」にもとづく取組の継続

- ・ 更新した「行程計画」にもとづき、継続的に取り組む（実行する）とともに、検討の進捗や返還時期の見通し、社会経済動向の変化等に応じ、適宜、行程計画を更新

3) 跡地整備の実現に向けたしくみづくり

「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に掲げる跡地の将来像の実現に向け、跡地整備に関するスキーム（しくみ）を検討した上で、跡地整備の実現可能性から見た課題を抽出し、今後の取組に反映すべき事項を整理

① 跡地の将来像実現に向けたしくみづくりの検討

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」に掲げる跡地の将来像「世界に誇れる優れた環境の創造 ～みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり～」の実現に向けて、事業展開を想定の上、公民連携も含めた実効性の高い跡地整備に関するスキーム（しくみ）を検討

② 課題の抽出と反映

- ・ スキーム（しくみ）の検討をもとに、跡地整備の実現可能性を検証の上、跡地整備から見た課題を抽出し、今後の取組に反映すべき事項を整理

3. 「計画内容の具体化」に向けた継続的な取組

計画への理解促進と意見聴取を行うとともに、「Ⅲ 計画づくりの方針」において位置づけた「今後の取組の方向」に継続的に取り組み、その成果を計画づくりに反映

1) 合意形成の促進及び県内外に向けた情報発信

継続的な県民・市民・地権者等との様々な周知や意見交換の場を通じ、計画への理解を促進するとともに、県内外に向けた情報を発信

① 合意形成の促進

- ・ 計画内容の理解促進や考え方の共有化を図るため、適宜更新される「全体計画の中間取りまとめ」等を活用しながら、様々な周知や意見交換の場を通じ、県民・市民等の合意形成を促進
- ・ 次代を担う人材の育成に資する取組も推進

② 県内外に向けた情報発信

- ・ 跡地利用に向けた取組を広く発信し、県民・市民等をはじめとする多くの人の理解促進を図り、跡地利用への興味を喚起

2) 地権者の協働による土地活用に向けた取組

地権者等の計画への理解促進・意向醸成を図るとともに、今後の跡地における機能誘致に向けた地権者の土地活用意向を醸成し、地権者の協働によるまとまりある用地供給の見通しや地権者の組織づくり等を促進

① 計画への理解促進や意向醸成

- ・ 計画内容の理解促進や考え方の共有化を図るため、「全体計画の中間取りまとめ(第2回)」等を活用しながら、地権者等による意見交換やまちづくり情報の収集等を継続

② 地権者に対する土地活用手法等の情報提供

- ・ 地権者の土地活用意向醸成の促進に向けて、跡地における用地需要の見通し、まとまりある用地供給の跡地利用促進効果、地権者参加による開発事例及び地権者が主体となった管理・運営事例等に関する情報を提供

③ 地権者の組織づくり等の促進

- ・ 地権者の土地活用意向を醸成した上で、地権者意向調査等を実施し、土地の共同利用などの地権者との協働による用地供給見通しの確保、事業を見据えた地権者主体の組織づくり等を促進

3) 立ち入り調査による現況把握の促進

自然環境や文化財にかかる計画条件を明らかにするために、早期の立ち入り調査による現況把握を促進

① 計画づくりを推進する上で重要な計画条件

- ・ 普天間飛行場における自然・歴史特性の重要性や優先性から、計画づくりを推進する上で重要な計画条件となることを認識
- ・ 一方で、広大な跡地であることから立ち入り調査による現況把握に時間を要することに配慮

② 早期の立ち入り調査の実施

- ・ 関係機関への要請活動を通じて、立ち入り調査の実施に向けた環境を整え、必要な調査対象を中心とした現況把握を促進

③ 必要な調査対象の選定と実施体制・手法の確立

- ・ 「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」をもとに必要な調査対象を選定し、実施体制や手法を確立

4) 広域的な都市基盤整備にかかる計画の具体化

国家プロジェクトの導入に向けた取組を推進するとともに、公共用地の先行取得の取組や広域的な都市基盤整備にかかる今後の計画づくりの進捗とあわせて、跡地における計画内容を具体化

① 国家プロジェクトの導入に向けた取組の推進

- ・ 跡地を活用した骨格的な道路網の整備や鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、都市機能と融合し、発展を続ける科学技術を導入したこれまでにない大規模公園の整備、「みどりの中のまちづくり」の実現に向けたしくみづくり等について、国家プロジェクトの導入に取り組む

② 公共用地の先行取得

- ・ 普天間飛行場の返還後の公共用地（道路や公園等）等を確保するために、跡地利用推進法にもとづく土地の先行取得を実施

③ 広域緑地にかかる新たな整備目標等との整合

- ・ 広域緑地整備にかかる今後の計画づくりとの整合を図り、跡地における計画内容を具体化

④ 主要幹線道路にかかる計画づくりとの連携

- ・ 主要幹線道路にかかる計画の具体化に向けた取組と連携して、跡地における幹線道路網計画の計画条件となるルート・構造等を具体化

⑤ 鉄軌道を含む公共交通システム導入見通しの反映

- ・ 跡地利用計画の計画条件として重要な公共交通軸については、今後の整備見通し（整備時期、ルート・構造等）の進捗を踏まえ、土地利用の計画づくりに反映

5) 「計画づくり」の推進に向けた継続的な取組

「全体計画の中間取りまとめ」以降の検討経過を踏まえ、自然・歴史特性の保全・活用方策にかかる計画の具体化、技術革新への対応の備え、周辺市街地整備との連携に向けた取組等についても継続的に取り組み、その成果を計画づくりに反映

① 自然・歴史特性の保全・活用方策にかかる計画の具体化

- ・ 「並松街道」の位置づけを含む「(仮)歴史をつなぐ暮らしゾーン」のあり方、地下空洞の跡地利用上の影響等について、継続的に検討及び技術検証を深化

② 技術革新への対応への備え

- ・ 最先端の技術やしくみを柔軟に取り入れたまちづくりの推進に向け、継続的に情報を収集
- ・ 国や最先端技術に取り組む企業と連携し、実証実験・社会実装の場としての活用に向けた手法等を検討

③ 周辺市街地整備との連携に向けた取組

- ・ 周辺市街地が保有する課題解決にもつながる跡地と一体となった周辺市街地の再編に向け、跡地内外にまたがる都市基盤等についての継続的な検討の深化とあわせて、先行的に着手すべきエリアの選定や市街地再編等に関する計画へ反映

6) 機能誘致等に向けた取組

戦略的な振興拠点形成のあり方を検討の上、地権者の協働による用地供給見通しをもとに、県内外からの需要開拓に向けた情報発信を行い、機能誘致の見通しを明らかにするとともに、産業等の創出にかかる方策を検討し、土地利用にかかる計画条件を確保

① 戦略的な振興拠点形成のあり方の検討

- ・ 中南部都市圏の中心の拠点空間にふさわしい「沖縄振興コア」等のあり方、導入機能や企業誘致に効果的な制度活用等について、継続的に検討を深化
- ・ 大規模公園と一体となり、人や企業に選ばれる先進的でサステナブルな基盤を備えた新たな産業創出の場となる振興拠点の形成に向けた検討を深化

② 県内外に向けた「跡地利用情報」の発信

- ・ 「全体計画」をもとに、県内外に発信する「跡地利用情報」を取りまとめ、多様な情報発信手法を活用して、効果的な時期等に配慮して発信

③ 機能誘致等見通しの確保と計画の具体化

- ・ 「跡地利用情報」の発信とあわせて、県内外の開発事業者、企業、来住者から跡地への立地意向を聴取するとともに、国等とも連携して産業等の創出にかかる方策等を検討し、跡地利用に期待される産業・住宅等の機能誘致及び発展の見通しを確保した上で、振興拠点ゾーンをはじめとした土地利用計画を具体化

4. 跡地利用計画の策定

「構想段階」での取組にもとづき、跡地利用計画の策定に向けた分野別の計画内容の更新・詳細化に取り組み、「全体計画」を作成の上、「跡地利用計画」を策定

1) 分野別の計画内容の更新・詳細化

新たな計画課題・計画条件への対応による計画内容を更新した「全体計画」を作成の上、跡地利用計画に必要な計画の詳細化に取り組み、分野別の計画内容を取りまとめ

① 新たな計画課題や計画条件に対応した計画内容の更新

- ・ 2. の取組を通じて明らかにされた計画課題や3. による計画条件の修正・追加に対応して、県民・市民の意向把握や地権者、関係行政機関等の合意を得ながら構想段階の最終更新版となる「全体計画」を策定

② 跡地利用計画の策定に向けた計画内容の詳細化

- ・ ①により策定された「全体計画」の内容にもとづき、開発事業の前提条件や都市基盤施設の規模・構造・配置、導入が想定される機能等を設定するなど、跡地利用計画の策定に向けて、計画内容を詳細化

2) 跡地利用計画の策定

「跡地利用計画（案）」をもとに跡地利用関係者の合意形成を図り、「跡地利用計画」を策定

- ・ 新たな計画課題や計画条件に対応した計画内容の更新を行い、地権者等の合意形成の取組や県民・市民の意向を把握しながら沖縄県と宜野湾市が「跡地利用計画（案）」を作成
- ・ 「跡地利用計画（案）」をもとに、跡地利用関係者の合意形成を図り、沖縄県と宜野湾市が共同して「跡地利用計画」を策定
- ・ なお、跡地の規模から、都市計画の手続きに併せ、法にもとづく環境影響評価（環境アセスメント）手続きが必要

參考資料

参考資料-1 普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ(第2回)検討委員会(以下「委員会」という。)は、沖縄県及び宜野湾市が策定した「全体計画の中間取りまとめ」(平成25年3月)及び「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(事務局案)」(令和3年3月)をもとに、普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ(第2回)(委員会案)」の作成に係る検討を行うことを目的に設置する。

(委員会組織)

第2条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 学識経験者、専門家
- (2) 地権者代表
- (3) 県、市の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表して、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時はその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外のものを出席させることができる。

4 委員は、やむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあつては代理の者を出席させることができない。

5 委員会の開催方法については、Web方式及びその他、委員長が指定する方式において開催することができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、沖縄県企画部県土・跡地利用対策課及び宜野湾市基地政策部まち未来課において処理し、「普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務委託」の受託者がこれを補佐する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年10月7日から適用する。

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会 委員名簿

（敬称略）

区分	氏名	所属・役職等	専門
学識経験者	岸井 隆幸	日本大学理工学部特任教授	都市開発 都市交通
学識経験者	池田 孝之	琉球大学名誉教授	都市計画 公園緑地
学識経験者	池田 栄史	國學院大學研究開発推進機構教授	考古学 琉球文化
学識経験者	宮城 邦治	沖縄国際大学名誉教授	自然環境
学識経験者	小野 尋子	琉球大学工学部教授	都市計画
学識経験者	真喜屋 美樹	沖縄持続的発展研究所所長	都市政策
各種団体代表	下地 芳郎	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー会長	観光 国際交流
各種団体代表	知念 克也	沖縄県情報通信関連産業団体連合会会長	情報
各種団体代表	金城 傑	(公社)沖縄県建築士会 会長	建築
市民代表	眞屋 勝広	ねたてのまちベースミーティング会長	市民関係者
地権者関係者	大川 正彦	普天間飛行場の跡地を考える若手の会会長	地権者関係者
地権者代表	又吉 信一	宜野湾市軍用地等地主会会長	地権者
行政	宮城 方	沖縄県企画部長	企画
行政	松田 了	沖縄県環境部長	環境
行政	嘉数 登	沖縄県商工労働部長	産業・情報
行政	島袋 善明	沖縄県土木建築部長	土木・建築
行政	安藤 陽	宜野湾市理事兼企画部長	企画
行政	石川 康成	宜野湾市建設部長	建設
行政	国吉 孝博	宜野湾市市民経済部長	市民経済
行政	米須 良清	宜野湾市基地政策部長	基地政策
オブザーバー	館 圭輔	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（政策調整担当）付企画官	
オブザーバー	長嶺 光男	沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長	

終わりに - 第2回中間取りまとめからの挑戦 -

「全体計画の中間取りまとめ」が策定された平成25年3月から、県民・市民への情報発信や地権者合意形成の取組とあわせて、統合計画で示された返還時期を目標とする行程計画を作成のうえ、計画内容の具体化に向けた取組を進めてきた。

諸般の事情により予定された返還時期が後ろ倒しされ、計画の前提条件となる基地内立ち入り調査による現況把握が実現できない中ではあるが、今回の「全体計画の中間取りまとめ（第2回）（委員会案）」では、「世界に誇れる優れた環境の創造 ～みどり（歴史・緑・地形・水）の中のまちづくり～」を将来像に掲げ、時代や状況の変化を受け入れる柔軟性を持ちつつ、普天間飛行場跡地が有する資源を最大限に活かす「揺るぎないまちづくりの方向性」を示したところである。

その意味では、今、我々は、この将来像の実現に向けたチャレンジへの新たなスタートを宣言したと言えるであろう。

今後も時間の経過とともに跡地を取り巻く環境には様々な変化が生じる可能性がある。こうした変化に柔軟に対応するためにも、返還時期が未確定となって生まれた時間（機会）を積極的にとらえて有効に活用し、引き続き、跡地利用計画の深化に、戦略的・能動的に取り組むことが重要である。

具体的には、当面、

- ・パーソントリップ調査をはじめ広域的な交通基盤に関する計画づくりが進むので、常に跡地利用計画との調整・整合を図るよう強く働きかけること
- ・本跡地利用は、地元のみならず県土全体・国土全体においても非常に重要であるので、県の振興計画や国の政策との連携を積極的に模索すること
- ・「未検証のまま懸念されている課題」（例えば、土木建築工事が琉球石灰岩層や地下水に与える影響等）に対する検証と実効性ある解決策を模索すること
- ・「時間がかかることが懸念されている課題」（例えば、文化財調査、広域的施設の用地確保、跡地活用のための人材育成等）に対するプログラムの検討や試行的実践等を模索すること

等の取組が求められるが、あわせて跡地内に権利を持たれる方々の生活設計に結び付くきめの細かい対応・制度設計、広く世界を意識した戦略的な企画を積極的に動かしてゆく取り組みも必要である。

この広大な基地跡地を、郷土・県土・国土の振興にどのように活用するのか、地元・県・国の政策スケジュールを常に意識しながら、そして地権者の方々の思い・世界の変化にも柔軟に対応しつつ、引き続き、跡地計画の内容をさらに一段と進化させなければならない。

我々は、ここに今一度新たな挑戦へのスタートを宣言した。
是非、この「目指すべき将来像の実現」を皆様とともに勝ち取りたい。

令和4年3月

普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ（第2回）検討委員会

委員長 岸井隆幸

参考資料-2 用語集

A～Z

AI (P44)

Artificial Intelligence (人工知能) の略。
これまで人間にしかできなかったような推論・判断などの知的な機能を人工的に再現するもの。また、これらの機能を備えたコンピューターシステム。

DX (デジタルトランスフォーメーション) (P4)

Digital Transformation の略。
「進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革する」というもの。

ICT (高度な情報通信技術) (P44)

Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。
情報や通信に関連する科学技術の総称。
特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術。

IoT (P44)

Internet of Things (モノのインターネット) の略。
様々なモノがインターネットに接続することを指す。モノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

LCCM (ライフ・サイクル・カーボン・マイナス) 住宅 (P31、42)

建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時のCO₂排出量も

含めライフサイクルを通じたCO₂の収支をマイナスにする住宅。

MaaS (モビリティ・アズ・ア・サービス) (P42)

Mobility as a Service (サービスとしての移動) の略。
地域住民や旅行者の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

MICE (P29)

企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称。

Park-PFI (公募設置管理制度) (P20)

公園のパブリックスペースを整備・運営する民間事業者を公募により選定する制度。

SDGs (持続可能な開発目標) (P4、8、19、73)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。
2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成。

Society5.0（超スマート社会）（P4、31、44）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

ZEB・ZEH（P31）

ZEBは net Zero Energy Building、ZEHは net Zero Energy House の略。建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間でのエネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のこと。

あ行

新しい生活様式（P4）

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」からの提言（令和2（2020）年5月4日）で示された新型コロナウイルスを想定した生活様式（一人ひとりの基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイル）

イノベーション（P18、42、44）

まったく新しい発想、革新的な手段・方法（の創造）、新機軸などの意味。画期的な新技術やまったく新しい物事の仕組みを創造し、世の中に変革を促すこと。

インバウンド（P4）

外国人が訪れてくる旅行のこと。

御嶽林（P22）

沖縄で神を祀る聖所のことを御嶽（うたき）という。多くは樹木がうっそうと茂った自然林の中につくられ、御嶽と自然林（御嶽林）がともに維持されてきた。

戦後は、軍事基地建設や諸開発などにより多くの御嶽林が喪失し、御嶽そのものの保存が困難になっている面もある。

インクルーシブ（P18）

包摂性。属性、ニーズなどの多様性を認めあうこと。

2015年の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない社会の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」では、インクルーシブな考えを前提。

エイサー（P31）

沖縄本島・周辺の島々の盆踊で、呼称は囃子言葉の「エイサー」から来たもの。旧暦7月15日宵の頃に、ウークイ（精霊送り）を済ませた青年たちが集落の広場に集まり、エイサーを踊りながら各戸を巡って先祖供養をする。

エネルギーの面的利用（P42）

個々の建物ではなく、面的な複数の建物間で電力や熱の融通を行うシステムのこと。

エネルギーマネジメントシステム（P43）

エネルギー管理体系であり、エネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みのこと。

か行

環境影響評価（環境アセスメント）（P77）

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが、事業の実施前にあらかじめ調査・予測・評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

灌水 (P23)

水をそそぐこと。特に、草木、農作物などに水をそそぎ入れること。

涵養 (P17、19、23、25、39、43、48、54、57、58、59)

雨水など地表にある水が地下にしみわたって帯水層（たいすいそう）に供給されること。

極相林 (P54)

植物群落が遷移を経て極相に達した林。群落全体で植物の種類や構造が安定し、大きく変化しなくなった森林。

グリーンインフラ (P42、50)

社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

高次都市機能 (P9)

都市機能のうち、日常生活圏域を超えた広域圏を対象とする施設などにより、多くの人々に教育、文化、医療、行政、産業、交通、情報等について質の高いサービスを提供できる機能のこと。

さ行

再生可能エネルギー (P21、43、50)

石油や石炭、天然ガスといった有限で枯渇の危険性を有する化石燃料とは異なり、太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスといった自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

在来植生 (P19、25、54)

長年他の地方の品種と交配されず栽培されてきた植物の集団。

サステナブル (P76)

持続可能な。

シマの基層 (P2、17、20、24、31)

「普天間公園（仮称）への提言書」（平成29年3月、普天間公園（仮称）懇談会）で示された概念。固有の自然環境とその風土に育まれた暮らしの知や精神文化、それらが形となった御嶽や湧水、集落構造など、琉球の文化の基層となるものを指す。

シームレス (P42、50)

途切れのない、継ぎ目のない等の意味。「シームレスな移動」とは、複数の交通機関や交通手段をスムーズに乗り継げるようにすること。

蒸暑地域 (P21、P42)

建築物省エネルギー法における地域区分8地域に該当。亜熱帯海洋性気候に属し、高温多湿で年間の気温差は小さく、冬季でも16℃前後の暖かさで、10℃を下回る日がほとんどない。夏季は30℃を大幅に超える日は少なく、相対湿度は高い。台風の常襲地域であり、年間通じて風は強く、梅雨期以外でも雨は比較的多く降る地域。

宿道 (P24、P53)

王府のある首里を起点として地方にのびる公道で、各間切の番所（現在の町村役場）と番所を結んだ主要な道路。

スマートグリッド (P43)

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけ、相互に接続・通信することにより、それらの情報を活用して従来よりもきめ細かな制御を行う送配電システム。

スマートシティ (P9、43、44)

ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメントの高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。

井泉 (P24)

井戸、または、井戸水。

生態系ネットワーク (P19、22、42、54)

生きものの生息に十分な規模の「核となる地域 (コアエリア)」、および、それを取り巻く「緩衝帯 (バッファゾーン)」を適切に配置・保全するとともに、これらの生物生息・生育空間の「つながり (コリドー)」を確保すること。

生物多様性 (P42、58)

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。国際条約である生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ソフトパワー (P8)

米国ハーバード大学のジョセフ・ナイ教授が提唱した概念。軍事力などの強制的な力により他国に影響力を及ぼすハードパワーに対し、文化、価値観、イデオロギーなど目に見えない間接的な影響力を振り所にした力を指す。

沖縄のソフトパワーとしては独自の歴史・文化、健康・長寿、豊かな自然環境、ユイマールの精神や平和を望む県民の心などが挙げられる。

た行

ダイナミズム (P7、P29)

そのものがもつ力強さ。アジアのダイナミズムとは、中国をはじめアジア諸国において急速に発展・拡大する経済成長のこと。

多面的 (P27)

物事の要素・根源がいくつもあること。

脱炭素社会 (カーボンニュートラル) (P4、21、42、73)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会。

令和2(2020)年10月に政府は令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言。

地域制緑地 (P22、P48、P59)

農地や水面などのオープンスペース。土地所有の状況(公共用地、民有地)にかかわらず、法や条例などにより、国、県、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地。

地下水涵養手法 (P39、43)

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

ドリーネ (P55、56)

カルスト台地のあちこちにある地面がすり鉢状にへこんだ所。

カルスト地形はもともとサンゴ礁が化石化して隆起した地形で、石灰岩で出来ているため水による侵食が激しく、鍾乳洞が出来る過程で地表が陥没する。地表を流れた水は、石灰岩の割れ目から地下にしみ込み、溶食作用を繰り返し、永い間に凹地や鍾乳洞を形成する。この陥没してできた穴がドリーネ。

な行

熱交換システム (P43)

温度の高いものから低いものへ効率的に移動させ、加熱や冷却を行うシステムのこと。

は行

バイオマス (P43)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

ハシゴ道路 (P35)

沖縄県における「道路のアンバランスな使われ方」や「那覇都市圏の深刻な交通渋滞」、「基地などによる東西分断により沖縄自動車道 I C へのアクセス性の低下」等の交通問題を解消するために整備・構築されている、本島南北軸・東西軸を有機的に結ぶ幹線道路のこと。

以下の4つの要素により構成される。

- ①南北を走る強固な【3本の柱】：国道58号、沖縄自動車道、国道329号
- ②柱を支える【東西連絡道路】：浦添西原線、県道24号線バイパスなど
- ③高速道路を使いやすくする I C の増設
- ④モノレールと高速バスの連携

パッシブデザイン (P42)

建築の設計手法の一つで、地域の気候にに応じて、自然の光や日射、風を取り入れる設計により、エネルギー消費量を抑え、快適な室内環境を作り出す手法。

万国津梁 (P17、18、20、21)

「津梁」とはものごとの橋渡しとなるものを指し、「万国津梁」は諸国とのさかんな貿易のさまを表している。「21世紀の万国津梁」とは、琉球国が築いてきた交流・繁栄・平和を象徴する「万国津梁」を21世紀に再構築すること。

ビッグデータ (P44)

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管・解析が難しいような巨大なデータ群。文字や写真など様々な種類・形式のデータが含まれ、これらを解析することでビジネスや社会の様々な場所での活用が期待されている。

ヒートアイランド現象 (P42)

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。

フィーダー交通 (P37)

幹線（鉄軌道等）と接続して支線の役割をもって運行される LRT や基幹バス（BRT）、路線バス等。

※LRT

Light Rail Transit の略で、低床式車両（LRV）の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システム。

※BRT

Bus Rapid Transit（基幹バスシステム）の略。連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。

分散型エネルギーシステム（P43）

比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。

ボーダレス（P25、P38、P58、P67）

境界がないこと。

ポノール（P56、57）

石灰岩地域で地上を流れる河流が地下にもぐって伏流となる場所または吸込み口。多量の雨が降って吸込みきれないときには一時的に周辺が湖のようになる。

ま行

間切番所（P16）

「間切（まぎり）」とは、古琉球（12世紀頃～）から1907年まで長期にわたって存続した沖縄独自の行政区画単位で、現在の市町村の区画にほぼ相当する。

「番所（ばんじょ）」とは、間切の行政の拠点となった役所で、現在の町村役場にあたる。

ミクストユース（P28）

多様な用途の複合利用。

未利用エネルギー（P21、50）

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水など、

有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

水収支シミュレーション（P23、25、42、43）

平常時の河川水量の状況や利水の安全度を確認するため行う計算。河川の最下流に位置する基準地点・主要地点やその上流区間の流量を合流量の加算や取水量の減算により求めるもので、付随的に取水の不足量や水源施設（ダム）の貯水量も算出する。

や行

ユニバーサルデザイン（P30、31）

「年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物・環境をデザインする」という考え方。

よすが（P24）

身や心を寄せて頼りとする、ゆかりとすること、また、よりどころとすること。

ら行

ライフサイエンス（P29）

生物体と生命現象を取り扱い、生物学・生化学・医学・心理学・生態学のほか社会科学なども含めて総合的に研究する学問のこと。

リサーチパーク（P28）

研究開発型企業や国の研究機関など、官民の研究施設を中心に立地した研究拠点のこと。

琉球石灰岩層 (P23、55)

南西諸島の中部から南部にかけて広く分布する石灰岩の地層。新生代第四紀更新世のサンゴ礁に起源する。

沖縄県では総面積の約 3 割を占め、台地や岬などを形成する。古くから建材として利用され、首里城や石畳の道などで見られる。